

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月14日
【四半期会計期間】	第3期第1四半期（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）
【会社名】	株式会社ファンドクリエーショングループ
【英訳名】	Fund Creation Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田島 克洋
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5413-5535
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 吉田 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号
【電話番号】	03-5413-5535
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 吉田 隆
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第2期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第3期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第2期
会計期間	自平成21年 12月1日 至平成22年 2月28日	自平成22年 12月1日 至平成23年 2月28日	自平成21年 12月1日 至平成22年 11月30日
売上高(百万円)	160	168	1,859
経常損失() (百万円)	56	82	121
四半期(当期)純損失() (百万円)	62	125	157
純資産額(百万円)	1,142	1,017	1,136
総資産額(百万円)	9,756	8,675	8,780
1株当たり純資産額(円)	33.87	28.56	31.94
1株当たり四半期(当期)純損失金額() (円)	1.87	3.55	4.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	11.6	11.6	12.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5	63	959
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	29	271	5
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	16	10	900
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (百万円)	1,048	756	1,102
従業員数(人)	53	47	46

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)利益金額につきましては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失を計上しているため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありませんが、当第1四半期連結会計期間において、販売用不動産を保有する(有)ペローナ・プロパティの匿名組合持分を取得しました。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、以下の会社を新たに提出会社の連結範囲に含めております。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(有)ペローナ・プロパティ	東京都港区	3	インベストメント バンク事業 (不動産流動化業)	-	(役員の兼務) - (取引関係) -

- (注) 1. 当社は、特別目的会社（SPC）等に対する議決権を有しておりませんが、匿名組合出資を行うことで特別目的会社（SPC）等が有する資産及び負債から生ずる利益の大部分を実質的に株式会社ファンドクリエーションが享受するため連結の範囲に含めております。
2. 特定子会社に該当します。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(人)	47 (2)
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であり、臨時雇用者数（派遣社員）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成23年2月28日現在

従業員数(人)	5
---------	---

(注) 従業員数は、当社グループ会社からの兼務者を記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績、仕入実績及び受注実績

当社グループの提供するサービスは生産・仕入・受注活動を伴わないため、記載を省略しております。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)	前年同四半期比(%)
アセットマネジメント事業(百万円)	74	27.2
インベストメントバンク事業(百万円)	93	62.8
合計(百万円)	168	5.1

(注) 1. セグメント間の取引は相殺しております。

2. 前第1四半期連結会計期間及び当第1四半期連結会計期間における販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の相手先はありません。

(3) ファンド資産残高の状況

外国投資信託(不動産ファンド)の運用資産残高

	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)				当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)	2月 (百万円)
レジット (注) 1.	7,448	7,210	7,014	7,545	7,497
ジェイグランド (注) 2.	16	-	-	-	-
チャイナ1号 (注) 3.	200	-	-	-	-
チャイナ2号 (注) 4.	148	-	-	-	-
チャイナ3号 (注) 5.	498	-	-	-	-
合計	8,311	7,210	7,014	7,545	7,497

(注) 1. FCファンド-レジット不動産証券投資信託(「レジット」)は平成15年11月に運用を開始しました。平成22年2月度より「レジット」クラスB受益証券、同年11月度より「レジット」クラスC受益証券の運用資産残高を含めております。

2. FCトラスト-ジェイ-グランド不動産証券投資信託(「ジェイグランド」)は平成16年12月に運用を開始し、平成22年4月に償還しました。

3. FCチャイナトラスト-チャイナエクスプレス中国不動産ファンド1号(「チャイナ1号」)は平成16年12月に運用を開始し、平成22年4月に償還しました。

4. FCチャイナトラスト-チャイナエクスプレス中国不動産ファンド2号(「チャイナ2号」)は平成17年2月に運用を開始し、平成22年4月に償還しました。

5. FCチャイナトラスト-チャイナエクスプレス中国不動産ファンド3号(「チャイナ3号」)は平成17年12月に運用を開始し、平成22年4月に償還しました。

投資法人（不動産ファンド）の運用資産残高

	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)				当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)	2月 (百万円)
FCレジデンシャル投資法人 (注)	14,928	14,928	14,928	14,928	14,928
合計	14,928	14,928	14,928	14,928	14,928

(注) 運用資産残高は、FCレジデンシャル投資法人における投資主から払込を受けた出資総額を計上しております。

外国投資信託（証券ファンド）の運用資産残高

	前連結会計年度 (自平成21年12月1日 至平成22年11月30日)				当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
	2月 (百万円)	5月 (百万円)	8月 (百万円)	11月 (百万円)	2月 (百万円)
上場期待日本株 (注) 1.	312	322	324	347	332
好配当利回り中国株 (注) 2.	12,760	11,805	9,882	7,893	5,675
アジア中小型株 (注) 3. 16.	410	402	388	409	363
中国A株2号 (注) 4. 16.	399	337	301	283	262
中国A株3号 (注) 5. 16.	1,738	1,428	1,495	1,552	1,419
上場期待中国株A (注) 6. 16.	620	515	454	443	414
上場期待中国株B (注) 7. 16.	2,184	1,942	1,812	1,807	1,584
ベトナム (注) 8. 16.	4,937	4,997	4,240	4,110	3,722
タイ (注) 9. 16.	1,675	1,648	1,816	1,953	1,750
フィリピン (注) 10. 16.	375	391	380	404	338
中国ナンバーワン (注) 11. 16.	2,170	1,908	1,733	1,671	1,439
インドネシア (注) 12. 16.	928	848	882	949	813
中国国策 (注) 13. 16.	567	508	444	402	321
アジア資源株 (注) 14. 16.	317	220	196	179	180
コモディティ (注) 15. 16.	438	378	307	314	326
私募投資信託	1,100	931	577	454	483
合計	30,937	28,590	25,238	23,177	19,428

- (注) 1. FC J - トラスト - 上場期待日本株ファンド(「上場期待日本株」)は平成17年4月に運用を開始しました。
2. FC Tトラスト - 大福 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンド(「好配当利回り中国株」)は平成17年10月に運用を開始しました。(平成23年1月1日よりFC Tトラスト - 海通 - アイザワ 好配当利回り中国株ファンドに名称を変更いたしました。)
3. フェイム - アイザワ アジア中小型株ファンド(「アジア中小型株」)は平成16年2月に運用を開始しました。
4. 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド2号(「中国A株2号」)は平成16年9月に運用を開始しました。
5. 申銀萬國・アイザワ中国A株ファンド3号(「中国A株3号」)は平成19年4月に運用を開始しました。
6. FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド(クラスA受益証券)(「上場期待中国株A」)は平成17年7月に運用を開始しました。(平成20年12月1日よりFC C 上場期待中国株ファンド(クラスA受益証券)に名称を変更いたしました。)
7. FC C - 申銀萬國・アイザワ 上場期待中国株ファンド(クラスB受益証券)(「上場期待中国株B」)は平成19年2月に運用を開始しました。(平成20年12月1日よりFC C 上場期待中国株ファンド(クラスB受益証券)に名称を変更いたしました。)
8. フェイム - アイザワ トラスト ベトナムファンド(「ベトナム」)は平成18年9月に運用を開始しました。
9. フィリップ - アイザワ トラスト タイファンド(「タイ」)は平成19年1月に運用を開始しました。
10. MFMCP - アイザワ トラスト フィリピンファンド(「フィリピン」)は平成19年5月に運用を開始しました。
11. FC T トラスト - 大福 - アイザワ 中国ナンバーワンファンド(「中国ナンバーワン」)は平成19年6月に運用を開始しました。(平成23年1月1日よりFC T トラスト - 海通 - アイザワ 中国ナンバーワンファンドに名称を変更いたしました。)
12. フィリップ - アイザワ トラスト インドネシアファンド(「インドネシア」)は平成20年1月に運用を開始しました。
13. FC T トラスト - 大福 中国国策ファンド(「中国国策」)は平成20年5月に運用を開始しました。(平成23年1月1日よりFC T トラスト - 海通 - アイザワ 中国国策ファンドに名称を変更いたしました。)
14. FC Sトラスト - 申銀萬國 アジア資源株ファンド(「アジア資源株」)は平成20年6月に運用を開始しました。(平成20年12月1日よりFC Sトラスト アジア資源株ファンドに名称を変更いたしました。)
15. FC Sトラスト - ブラザコモディティファンド - [ロジャーズ国際商品指数[®]](「コモディティ」)は平成20年9月に運用を開始しました。
16. 運用資産が米ドル建てで算出されているファンド(アジア中小型株、中国A株2号、中国A株3号、上場期待中国株A、上場期待中国株B、ベトナム、タイ、フィリピン、中国ナンバーワン、インドネシア、中国国策、アジア資源株、コモディティ)は月末の為替レート(TTM)を使用しております。

平成22年2月	平成22年5月	平成22年8月	平成22年11月
89.43円	91.31円	84.56円	84.27円
平成23年2月			
81.71円			

(4) アセットマネジメント事業に関する報酬

アキュイジションフィー、ディスポーザルフィー等

前第1四半期連結会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
25百万円	22百万円

アセットマネジメントフィー等

前第1四半期連結会計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
77百万円	51百万円

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日～平成23年2月28日）における国内経済は、輸出の停滞や政府の経済対策効果が一巡したこともあり、昨秋頃から足踏み状態が続いておりましたが、生産の拡大や輸出の下げ止まりもみられ、緩やかながらも自律回復へ移行する兆しがみられました。

当社グループの主要事業である不動産業界では、日銀が昨年創設した「資産買入等の基金」にJ-REITが購入対象となったほか、世界的な金融緩和により、国内金融機関において不動産事業に対する融資再開の動きが見受けられるようになりました。こうした状況の下、当社グループは新たな収益源の確保を企図し、アジア事業戦略として韓国のNAU IB CAPITAL社と業務提携契約を締結し「日本テクノロジーファンド1号」を共同で組成する等、アジア地域における事業展開に向けた足場固めに着手いたしました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間の業績は売上高168百万円（前年同四半期比5.1%増）、営業損失52百万円（前年同四半期の営業損失は56百万円）、経常損失82百万円（前年同四半期の経常損失は56百万円）、四半期純損失125百万円（前年同四半期の四半期純損失は62百万円）となりました。

<アセットマネジメント事業>

当第1四半期連結会計期間におきまして、当社グループが運用するファンド運用資産残高は418億円（一部円換算US\$1.00=81.71円）、当社グループがアセットマネジメント業務を受託している不動産等の受託資産残高は596億円となりました。

不動産ファンドにつきましては、アセットマネジメントフィー等を計上したほか、ファンド組入れ物件の売却によりディスポーザルフィーを計上いたしました。証券ファンドにつきましては、外国投資信託の管理報酬を計上いたしました。その結果、アセットマネジメント事業においては、売上高74百万円（前年同四半期比27.2%減）、営業損失35百万円（前年同四半期の営業損失は22百万円）となりました。

<インベストメントバンク事業>

不動産投資等部門では、当社グループが匿名組合出資を行っている特別目的会社（SPC）等が保有する不動産等からの不動産賃貸収入を計上いたしました。証券投資等部門では、株式会社FCインベストメント・アドバイザーズにおいて金融商品仲介業務による収益を計上いたしました。その結果、インベストメントバンク事業においては、売上高93百万円（前年同四半期比62.8%増）、営業利益10百万円（前年同四半期比42.2%減）となりました。

（2）キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)は、756百万円となり、前連結会計年度末と比較して346百万円減少となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって減少した資金は、63百万円（前年同四半期は5百万円の減少）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純損失124百万円が計上された一方で、売上債権の減少が58百万円あったこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によって減少した資金は、271百万円（前年同四半期は29百万円の増加）となりました。主な要因は、匿名組合出資持分の取得に伴う支出369百万円及び短期貸付金の回収による収入100百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によって減少した資金は、10百万円（前年同四半期は16百万円の減少）となりました。主な要因は、1年内返済予定の長期借入金の返済による支出10百万円であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

当第1四半期連結会計期間の業績は、ファンド運用資産残高及び不動産受託資産残高の減少による影響もあり、経費の削減に努めているものの、固定収入で固定費用を賄いきれず、営業損失52百万円、経常損失82百万円、四半期純損失125百万円と損失を計上しております。当社グループでは、こうした状況を解消または改善すべく、事業活動においては、不動産営業推進室、ファンド営業推進室、アジア事業推進室を中心に販売用不動産の販売促進、開発プロジェクトの早期事業化、さらに新たな収益源の確保に向けた営業強化並びに国内外の機関投資家の開拓、優良顧客の掘り起こし等に精力的に取り組んでおります。しかし、これらの対応策はいずれも実施途上にあるため、今後も着実に推進していくことにより、中長期的な売上確保及び収益の改善に繋げていく方針であります。

経費面では、収益力に見合った水準に適正化すべく、オフィスの移転による賃料の減額など徹底した固定費の削減を実施して、経営の効率化を図ってまいります。

一方、当第1四半期連結会計期間に返済期日が到来した借入金等の対応については、金融機関等との協議の結果、借入条件の見直しを行った上で、その期限を延長しております。

このように、当社グループには、「継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」が存在しておりますが、上記の既に実施している施策を含め、効果的かつ実行可能な対応を可及的速やかに行うことにより、収益基盤の安定化と財務体質の改善を図っていく所存であります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループが保有する販売用不動産及び仕掛販売用不動産は、購入者である投資家の需要動向に左右される傾向があります。投資家の需要動向は、景気動向、金融機関の融資動向、金利動向、地価動向等の影響を受けやすく、これらの動向が変動した場合には、経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において計画している当社グループの本社機能移転に伴い、次の主要な設備を除却する予定であります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (人)
				建物附属 設備	工具器具 備品	合計	
(株)ファンドクリエーション	東京都港区	アセットマネジメント事業 インベストメント バンク事業	事業所設備	23	0	23	22
ファンドクリエーション ・アール・エム(株)	東京都港区	アセットマネジメント事業	事業所設備	0	-	0	11

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	116,000,000
計	116,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成23年2月28日)	提出日現在発行数(株) (平成23年4月14日) (注)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	35,638,800	35,638,800	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	35,638,800	35,638,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成23年4月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

1 株式会社ファンダクションが発行した新株予約権は、平成21年5月1日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付しました。当社が会社法に基づき発行した新株予約権の内容は以下のとおりであります。

株式会社ファンダクショングループ第1回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき100(注)2.
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成26年10月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 100 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

- (注) 1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は 2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行
- い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。
2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。
- (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。
- (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。
- (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。
- (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (6) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り上げる。

権利行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件、消却事由等

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の譲渡

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第2回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	227
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	454,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき195(注)2.
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年2月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

- (注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。
2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。
- (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。
- (3) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。
- (4) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (5) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り上げる。

権利行使期間
株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件、消却事由等
残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の譲渡

残存新株予約権の定めに準じて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存する内容が定められた場合に限り、分割承継会社へ新株予約権が承継されるものとする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第3回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	148,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき195(注)2.
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 195 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は

2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。

2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。

(2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。

(3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。

(4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。

(5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。

(6) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会議決において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り上げる。

権利行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件、消却事由等

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の譲渡

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。

株式会社ファンドクリエーショングループ第4回新株予約権

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	120
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	240,000(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき520(注)2.
新株予約権の行使期間	平成21年5月1日から 平成27年9月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 520 資本組入額 (注)3.
新株予約権の行使の条件	(注)4.
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を必要とする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

- (注)1. 新株予約権の目的たる株式の種類は当社の普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は2,000株とする。なお、当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、目的たる株式の数の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で目的たる株式の数を調整できるものとする。
2. 当社が資本減少、合併、会社分割を行う場合、又は当社が他社と株式交換を行い、完全親会社になる場合など、払込価額の調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併、会社分割又は株式交換等の条件を勘案の上、合理的な範囲で払込価額を調整するものとする。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
4. (1) 取締役又は監査役たる新株予約権者が解任・辞任もしくは資格喪失により、当社の取締役又は監査役たる地位を失ったときは、権利行使することができない。
- (2) 従業員たる新株予約権者が懲戒処分により降格もしくは解雇されたとき、又は自己の都合により退職したときは、権利行使することができない。
- (3) 外部支援者たる新株予約権者が、当社との契約に基づく支援者でなくなったときは、権利行使することができない。
- (4) 上記各号の理由による地位喪失において、当社の子会社や関連会社への転籍出向の場合、又は当社の取締役会が本新株予約権の継続保有を相当と認める一定の事由がある場合には、一定期間を限度として権利行使を認めることができるものとする。
- (5) 新株予約権の譲渡、質入、その他の処分及び相続は認めないものとする。
- (6) その他の条件については、新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、新株予約権に係る義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社(以下「完全親会社」という。)に当該株式交換の日又は株式移転の日をもって承継させる。ただし、当該株式交換にかかる株式交換契約書又は当該株式移転にかかる株主総会決議において、以下に定める方針に沿った内容の定めがなされた場合に限る。

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り捨てる。

権利行使に際して払い込むべき額

株式交換又は株式移転の比率に応じて調整する。
調整後の1株未満の端数は切り上げる。

権利行使期間

株式交換又は株式移転の効力発生日と残存新株予約権の当該期間(以下「権利行使期間」という。)の権利行使開始日のいずれか遅い日より権利行使期間の満了日までとする。

権利行使の条件、消却事由等

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

新株予約権の譲渡

残存新株予約権の定めに基づいて決定する。

また、当社が会社分割するにあたっては、会社分割契約書又は会社分割計画書において新株予約権が存続する内容が定められた場合に限り、分割承継会社に新株予約権が承継されるものとする。

2 会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

株式会社ファンドクリエーショングループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成21年7月13日取締役会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権付社債の残高(百万円)	400
新株予約権の数(個)	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注)1.
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2.
新株予約権の行使期間	平成21年8月3日から 平成24年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格(注)3. 資本組入額(注)4.
新株予約権の行使の条件	当社が任意繰上償還(平成21年9月1日以降いつでも、当社は、本新株予約権付社債の社債権者に対して、14営業日以上前に通知した上で、当該通知において指定した償還日に、残存本社債の全部(一部は不可)を、額面100円につき金100円で繰上償還することができる。)により本社債を繰上償還する場合には、繰上償還に係る償還日以後、本新株予約権を行使できない。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5.

(注)1. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し、又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転(以下当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する数は、行使請求に係る本社債の払込金額の総額を転換価額(以下に定義する。)で除して得られた数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、本新株予約権の行使により単元未満株式(1単元の株式の数は100株)が発生する場合、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

2. 1. 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。

2. 転換価額は、当初105円とする。但し、転換価額は3.転換価額の調整に定めるところにより調整されることがある。

3. 転換価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込・処分金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社の普通株式を処分する場合（但し、当社普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権の行使及び株式交換又は合併により当社の普通株式を発行・移転する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降又はかかる発行もしくは処分のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合調整後の転換価額は、株式分割又は無償割当てのための基準日の翌日以降これを適用する。但し、剰余金から資本に組み入れられることを条件にその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合は、当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記但書きの場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該剰余金の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなした者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行・移転する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}}{1}$$

この場合に1株未満の端株は切り捨て、現金による調整は行わない。

本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社の普通株式の発行・移転を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行又は付与する場合調整後の転換価額は、発行又は付与される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され、又は当初の行使価額で行使され、当社が普通株式を新たに発行したものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降、又は、その証券の発行もしくは付与のための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどま

る限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所のJASDAQ(スタンダード)市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、又、基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の有する当社の普通株式の数を控除した数とする。

(5) 本項(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

株式併合、資本減少、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、又は合併のために転換価額の調整を必要とするとき。

その他当社の普通株式の数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項(1)により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接通知する方法によることができる。

3. 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(注)2.第2項記載の転換価額(但し、(注)2.第3項によって転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。
4. 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して、当該新株予約権者の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権で、以下の から までの内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付する。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本新株予約権に関する規定を当該承継新株予約権について準用する。但し、吸収分割又は新設分割を行う場合は、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の承継新株予約権の数

組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債の社債権者が保有する本社債

に

係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

承継新株予約権の目的たる再編対象会社の株式の数

当該組織再編行為の効力発生日の直前において有効な本新株予約権の転換価額を別記「新株予約権の

行

行使時の払込金額」欄(注)2.第3項に準じた調整を行ったうえ本新株予約権付社債の発行要項を参照

し

て決定する。なお、組織再編行為の効力発生日以後における承継新株予約権の転換価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(注)2.第3項の調整に準じた調整を行う。

承継新株予約権の行使に際して出資の目的とされる財産の内容及びその価額

交付される各承継新株予約権の行使に際して出資する目的とされる財産は、当該各承継新株予約権に係る本社債とし、当該各社債の価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄(注)2.第1項に定める価額と同額とする。

承継新株予約権の行使期間

別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発

生

日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとする。

承継新株予約権の行使の条件及び承継新株予約権の取得条項

別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定し、承継新株予約権の取得事由は定めない。

承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17

条第1項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社は平成22年4月6日開催の臨時取締役会にて「株式会社ファンドクリエーショングループ第1回無担保転換社債型新株予約権付社債」の額面200百万円相当分(1,904,761株相当)を譲り受けることができる

権

利を田島克洋がいちごアセットトラストへ有償で付与することを承継することを決議している。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成22年12月1日～ 平成23年2月28日	-	35,638,800	-	1,056	-	534

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年2月28日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(相互保有株式) 普通株式 277,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 35,361,200	353,612	-
単元未満株式	普通株式 100	-	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	35,638,800	-	-
総株主の議決権	-	353,612	-

【自己株式等】

平成23年2月28日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(相互保有株式) 株式会社ファンドクリエーション	東京都港区六本木 六丁目10番1号	277,500	-	277,500	0.77
計	-	277,500	-	277,500	0.77

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 12月	平成23年 1月	2月
最高(円)	47	70	54
最低(円)	41	40	47

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

3【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年12月1日から平成22年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年12月1日から平成23年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、清和監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 956	2 1,302
売掛金	28	86
有価証券	18	15
営業投資有価証券	6	10
販売用不動産	2 4,677	2 4,278
仕掛販売用不動産	2 2,330	2 2,330
その他	31	138
流動資産合計	8,048	8,161
固定資産		
有形固定資産	1 41	1 43
無形固定資産	2	3
投資その他の資産		
投資有価証券	419	408
その他	823	823
貸倒引当金	660	660
投資その他の資産合計	582	572
固定資産合計	627	618
資産合計	8,675	8,780
負債の部		
流動負債		
短期借入金	2 1,982	2 1,982
1年内返済予定の長期借入金	2 3,915	2 3,925
未払金	29	34
未払法人税等	3	14
事務所移転費用引当金	42	-
その他	42	46
流動負債合計	6,014	6,002
固定負債		
新株予約権付社債	400	400
長期未払金	2 1,178	2 1,188
その他	65	53
固定負債合計	1,643	1,641
負債合計	7,657	7,643

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年11月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,056	1,056
資本剰余金	534	534
利益剰余金	591	465
自己株式	15	15
株主資本合計	984	1,109
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	28	21
為替換算調整勘定	2	2
評価・換算差額等合計	25	19
少数株主持分	7	7
純資産合計	1,017	1,136
負債純資産合計	8,675	8,780

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
売上高	160	168
売上原価	37	57
売上総利益	122	111
販売費及び一般管理費	¹ 178	¹ 163
営業損失()	56	52
営業外収益		
受取利息	0	0
受取配当金	12	1
有価証券運用益	7	-
受取家賃	4	-
その他	2	2
営業外収益合計	27	4
営業外費用		
支払利息	27	32
為替差損	-	1
その他	1	0
営業外費用合計	28	34
経常損失()	56	82
特別利益		
貸倒引当金戻入額	-	0
特別利益合計	-	0
特別損失		
貸倒引当金繰入額	0	-
関係会社株式売却損	² 8	-
事務所移転費用引当金繰入額	-	42
特別損失合計	9	42
税金等調整前四半期純損失()	65	124
法人税、住民税及び事業税	1	0
過年度法人税等戻入額	7	-
法人税等調整額	2	0
法人税等合計	3	0
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	125
少数株主利益又は少数株主損失()	0	0
四半期純損失()	62	125

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	65	124
減価償却費	12	23
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
賞与引当金の増減額(は減少)	1	-
事務所移転費用引当金の増減額(は減少)	-	42
受取利息及び受取配当金	12	1
支払利息	27	32
為替差損益(は益)	1	1
関係会社株式売却損益(は益)	8	-
売上債権の増減額(は増加)	77	58
有価証券の増減額(は増加)	1	2
営業投資有価証券の増減額(は増加)	-	4
たな卸資産の増減額(は増加)	0	24
前払費用の増減額(は増加)	0	1
未収入金の増減額(は増加)	3	1
未払消費税等の増減額(は減少)	8	4
未払金の増減額(は減少)	2	15
その他	0	9
小計	37	24
利息及び配当金の受取額	12	1
利息の支払額	24	31
法人税等の支払額	30	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	5	63
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の売却及び取得による収入・支出	-	1
連結の範囲の変更を伴う匿名組合出資持分の取得による支出	-	2 369
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	2 22	-
その他の関係会社有価証券の取得による支出	-	1
短期貸付金の回収による収入	-	100
長期貸付金の回収による収入	6	-
その他	-	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	29	271
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出	9	-
1年内返済予定の長期借入金の返済による支出	-	10
長期借入金の返済による支出	8	-
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	16	10
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	6	346
現金及び現金同等物の期首残高	1,041	1,102
現金及び現金同等物の四半期末残高	1 1,048	1 756

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	(1) 連結の範囲の変更 (有)ベローナ・プロパティの匿名組合出資持分を(株)ファンドクリエーションが平成22年12月17日に取得したため、同社を連結の範囲に含めております。 (有)ウラノス・プロパティの匿名組合出資持分を(株)ファンドクリエーションが平成22年12月17日に取得しておりますが、四半期連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため連結の範囲からは除外しております。なお、同社と(株)ファンドクリエーションの匿名組合契約は平成22年12月28日に終了し、同社は子会社から除外されております。 (2) 変更後の連結子会社の数 11社
2. 会計処理基準に関する事項の変更	「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 なお、これによる損益に与える影響はありません。

【表示方法の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
(四半期連結損益計算書関係)	「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1. たな卸資産の評価方法	たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 法人税等の納付税額の算定方法	加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。
3. 繰延税金資産の回収可能性の判断	前連結会計年度末以降に経営環境、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められた場合に、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。
4. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【追加情報】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1. 連結納税制度の適用	当社は当第1四半期連結会計期間より、連結納税制度を導入しております。 なお、連結納税制度の適用による損益への影響は軽微であります。
2. 事務所移転費用引当金の計上	当社グループの本社機能移転に伴い発生する費用に備えるため、合理的な見積額を計上しております。これにより税金等調整前四半期純損失が42百万円増加しております。なお、本社移転は第2四半期連結会計期間中に完了するため、当該引当金は当連結会計年度末までには取り崩す予定であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年11月30日)
1. 有形固定資産の減価償却累計額は、48百万円であります。	1. 有形固定資産の減価償却累計額は、47百万円であります。
2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 200百万円 販売用不動産 4,281百万円 仕掛販売用不動産 2,330百万円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 1,982百万円 1年内返済予定の長期借入金 3,912百万円 長期未払金 1,178百万円	2. 担保資産及び担保付債務 担保に供している資産は次のとおりであります。 現金及び預金 200百万円 販売用不動産 4,278百万円 仕掛販売用不動産 2,330百万円 担保付債務は次のとおりであります。 短期借入金 1,982百万円 1年内返済予定の長期借入金 3,919百万円 長期未払金 1,188百万円

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1. 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 78百万円 地代家賃 26百万円 支払手数料 17百万円	給与手当 71百万円 地代家賃 25百万円 支払手数料 20百万円
2. 関係会社株式売却損の内容は次のとおりであります。	
ファンドクリエーション投信投資顧問(株) 8百万円	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)																																										
<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年2月28日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">1,248百万円</td> </tr> <tr> <td>担保差入定期預金</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,048百万円</td> </tr> </table> <p>2. 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">97百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">2</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>売却による損失</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の売却価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">63</td> </tr> <tr> <td>ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の現金及び現金同 等物</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：ファンドクリエーシ ョン投信投資顧問(株)の売却によ る収入</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">22</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	1,248百万円	担保差入定期預金	200	現金及び現金同等物	1,048百万円	流動資産	97百万円	固定資産	2	流動負債	27	売却による損失	8	ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の売却価額	63	ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の現金及び現金同 等物	40	差引：ファンドクリエーシ ョン投信投資顧問(株)の売却によ る収入	22	<p>1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年2月28日現在)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">956百万円</td> </tr> <tr> <td>担保差入定期預金</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">756百万円</td> </tr> </table> <p>2. 匿名組合出資持分の取得により新たに連結子会社となつた会社の資産及び負債の主な内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">流動資産</td> <td style="text-align: right;">450百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td style="text-align: right;">15</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td style="text-align: right;">8</td> </tr> <tr> <td>少数株主持分</td> <td style="text-align: right;">3</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">(有)ペローナ・プロパティ ーの取得価額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">422</td> </tr> <tr> <td>(有)ペローナ・プロパティ ーの現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">差引：(有)ペローナ・プロ パティ ーの取得のための支出</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">369</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	956百万円	担保差入定期預金	200	現金及び現金同等物	756百万円	流動資産	450百万円	固定資産	0	流動負債	15	固定負債	8	少数株主持分	3	(有)ペローナ・プロパティ ーの取得価額	422	(有)ペローナ・プロパティ ーの現金及び現金同等物	52	差引：(有)ペローナ・プロ パティ ーの取得のための支出	369
現金及び預金勘定	1,248百万円																																										
担保差入定期預金	200																																										
現金及び現金同等物	1,048百万円																																										
流動資産	97百万円																																										
固定資産	2																																										
流動負債	27																																										
売却による損失	8																																										
ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の売却価額	63																																										
ファンドクリエーション投信 投資顧問(株)の現金及び現金同 等物	40																																										
差引：ファンドクリエーシ ョン投信投資顧問(株)の売却によ る収入	22																																										
現金及び預金勘定	956百万円																																										
担保差入定期預金	200																																										
現金及び現金同等物	756百万円																																										
流動資産	450百万円																																										
固定資産	0																																										
流動負債	15																																										
固定負債	8																																										
少数株主持分	3																																										
(有)ペローナ・プロパティ ーの取得価額	422																																										
(有)ペローナ・プロパティ ーの現金及び現金同等物	52																																										
差引：(有)ペローナ・プロ パティ ーの取得のための支出	369																																										

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成23年2月28日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成22年12月1日至平成23年2月28日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 35,638,800株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 277,500株

3. 新株予約権に関する事項

会社名	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	当第1四半期連結会計期間末残高(百万円)
提出会社	第1回新株予約権(注)1	普通株式	14,000	-
提出会社	第2回新株予約権(注)1	普通株式	454,000	-
提出会社	第3回新株予約権(注)1	普通株式	148,000	-
提出会社	第4回新株予約権(注)1	普通株式	240,000	-
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	3,809,523 (注)2	400

(注)1. 平成21年5月1日付で実施された株式移転により当社の完全子会社となった株式会社ファンドクリエーションの会社法第773条に定める株式移転計画新株予約権に代わる新株予約権として交付したものであります。なお、当該株式移転計画は平成21年2月26日に開催された株式移転完全子会社(株式会社ファンドクリエーション)の株主総会にて承認されました。

2. 新株予約権の目的となる株式の数は、当第1四半期連結会計期間末における転換価額で算出される最大整数であります。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末となるもの

該当事項はありません。

5. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年2月28日)

	アセット マネジメ ント事業 (百万円)	インベストメント バンク事業		計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
		不動産投 資等部門 (百万円)	証券投資 等部門 (百万円)			
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	102	48	8	160	0	160
(2) セグメント間の内部売上高又 は振替高	6	-	-	6	6	-
計	109	48	8	167	6	160
営業利益(又は営業損失())	22	19	0	4	52	56

(注) 1. 事業区分の方法

事業は主たる業務内容を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な役務提供等

アセットマネジメント事業・・・不動産ファンド、証券ファンドに関わるアセットマネジメント、投資顧問業

インベストメントバンク事業

不動産投資等部門・・・不動産開発型SPC、不動産等所有SPCに対する匿名組合出資及び不動産等の売却等

証券投資等部門・・・企業投資、金融商品仲介業等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年2月28日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年12月1日至平成22年2月28日)

海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間（自平成22年12月1日至平成23年2月28日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。したがって、当社は事業目的またはサービスの内容等が概ね類似している各個別事業を「アセットマネジメント事業」と「インベストメントバンク事業」の2つに集約し、報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりであります。

アセットマネジメント事業 --- 証券・不動産ファンドの組成・管理・運用及び不動産の受託運用等
インベストメントバンク事業 --- 不動産物件への投資、上場企業・未上場企業への投資、金融商品仲介業務等

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント			合計 (百万円)
	アセットマネジメント 事業 (百万円)	インベストメントバンク事業		
		不動産投資等部門 (百万円)	証券投資等部門 (百万円)	
売上高				
外部顧客への売上高	74	85	7	168
セグメント間の内部売上高 又は振替高	3	11	-	8
計	78	74	7	160
セグメント利益又は損失 ()	35	11	0	24

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

利益（百万円）	金額（百万円）
報告セグメント計	24
セグメント間取引消去	8
全社費用（注）	35
四半期連結損益計算書の営業損失	52

（注）全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（追加情報）

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(金融商品関係)

金融商品の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(有価証券関係)

有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当社グループは、賃貸借契約に基づき使用している事務所等については、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。しかし、本社移転を当第2四半期連結会計期間中に実施することを計画しているため、これに伴い発生が見込まれる原状回復に係る費用として、14百万円を事務所移転費用引当金に含めて計上しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成23年2月28日)	前連結会計年度末 (平成22年11月30日)
1株当たり純資産額 28.56円	1株当たり純資産額 31.94円

2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額() 1.87円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額() 3.55円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失を計上しているため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年12月1日 至平成22年2月28日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成22年12月1日 至平成23年2月28日)
1株当たり四半期純損失金額		
四半期純損失()(百万円)	62	125
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(百万円)	62	125
期中平均株式数(株)	33,311,300	35,361,300
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年4月12日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

清和監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 貴史 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの平成21年12月1日から平成22年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年12月1日から平成22年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年4月6日開催の臨時取締役会において、第三者割当による新株式の発行及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部を譲り受ける権利の付与について承認する決議をしている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年4月14日

株式会社ファンドクリエーショングループ
取締役会 御中

清 和 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 川田 増三 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 藤本 亮 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファンドクリエーショングループの平成22年12月1日から平成23年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年12月1日から平成23年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ファンドクリエーショングループ及び連結子会社の平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。